



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

福島県犯罪被害者等支援計画 令和4年度取組状況

令和5年7月
福島県

1 はじめに

県では、犯罪等により被害を受けた方やその御家族・御遺族が早期に被害から回復し、再び日常生活を営むことができるよう、県・県民・事業者・市町村・民間支援団体などの様々な主体が連携・協力し、県全体で犯罪被害者等を支え合う安全で安心な社会の実現を目指して、令和3年10月に福島県犯罪被害者等支援条例を制定し、令和4年4月に施行されました。

また、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するために、本県における犯罪被害者等支援に関する基本方針や取り組むべき具体的な施策等についてまとめた福島県犯罪被害者等支援計画を令和4年3月に策定しました。

本書は、支援計画における令和4年度中の関係部局等による犯罪被害者等支援施策の取組状況を取りまとめたものです。

2 支援計画の概要

(1) 基本方針

①犯罪被害者等の個人としての尊厳の尊重

犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。

②犯罪被害者等の事情に応じた適切な支援

犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に支援が行われるとともに、再被害及び二次被害が生じることのないよう十分配慮されること。

③途切れることのない必要な支援の提供

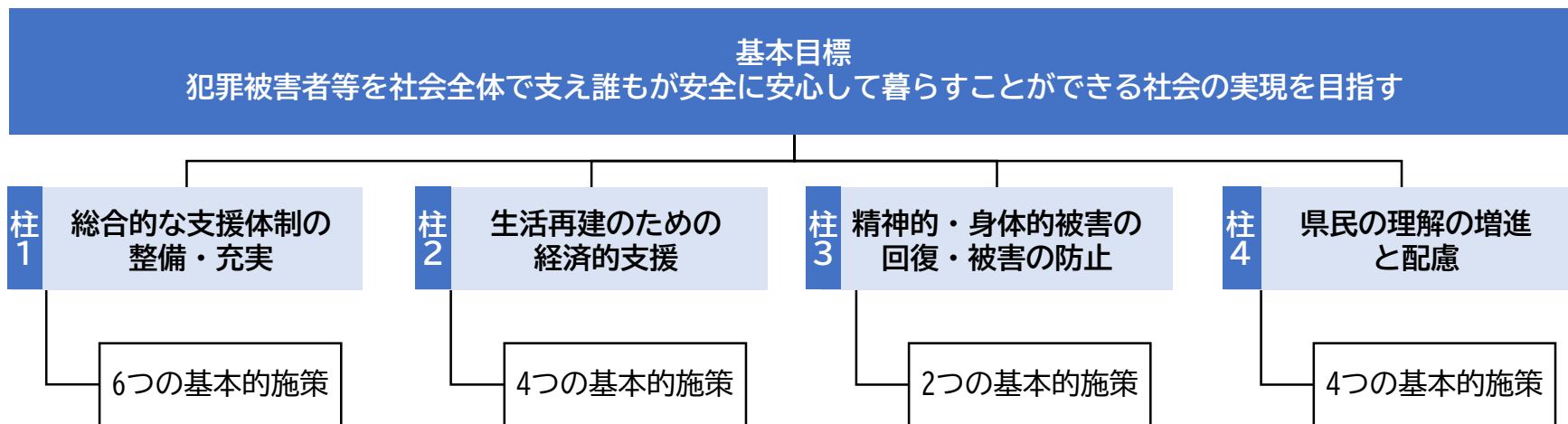
犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されること。

(2) 計画期間

令和4年度から令和7年度までの4年間

(3) 施策の柱

4つの施策の柱を設定し、施策を総合的かつ計画的に推進します。



(4) 推進体制

県・県警察・市町村・民間支援団体を始め、関係機関・団体が相互に連携協力し、犯罪被害者等に寄り添ったきめ細かい支援を提供していきます。

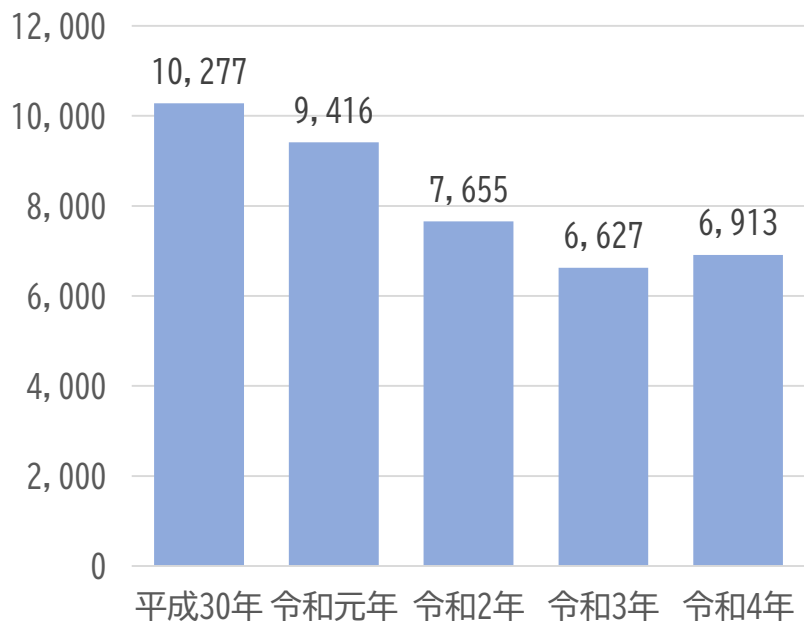
(5) 進行管理

条例第9条第6項に基づき、毎年度、支援計画に基づき実施した犯罪被害者等のための施策の実施状況を取りまとめ、福島県ホームページにおいて公表します。

また、有識者等で構成される「福島県犯罪被害者等支援施策推進会議」において進捗状況を点検し、必要に応じて取組の見直しを行います。

3 県内の犯罪等発生状況

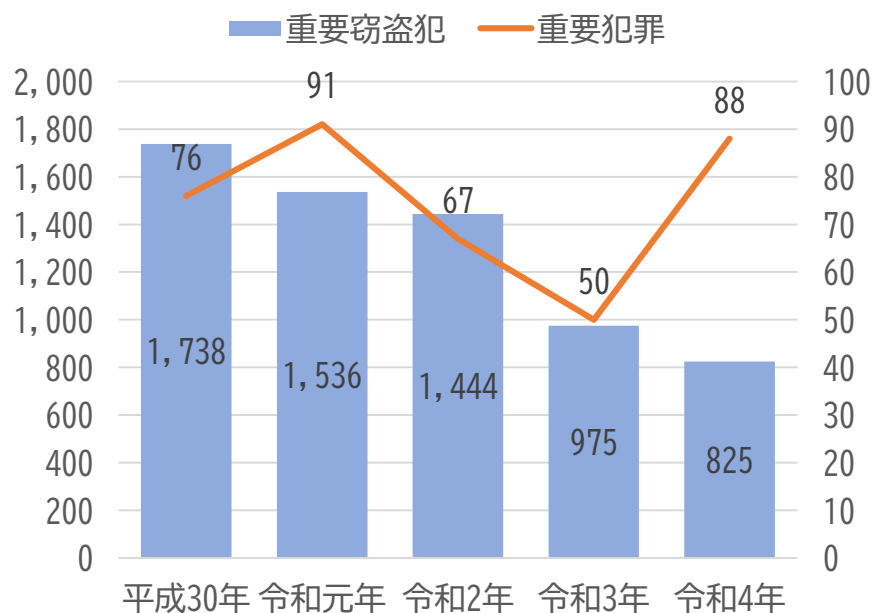
刑法犯認知件数



警察庁 | 犯罪統計資料より作成

刑法犯認知件数は、年々減少傾向にありましたが、令和4年には微増しており、6,913件となっています。

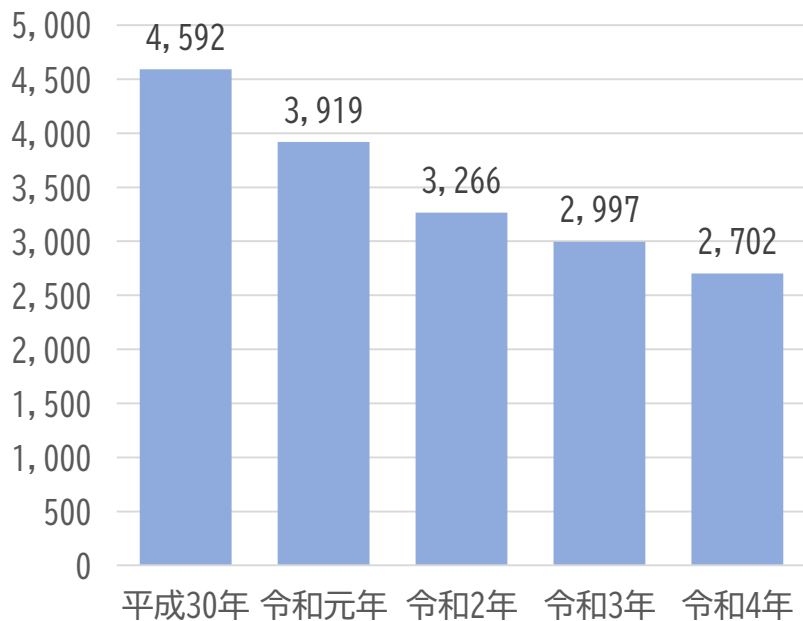
重要犯罪・重要窃盗犯認知件数



警察庁 | 犯罪統計資料より作成

重要犯罪（殺人、強盗、放火、強姦等、略取・誘拐及び強制わいせつ）・重要窃盗犯（侵入盗、自動車盗、ひったくり及びすり）の認知件数は、減少傾向でしたが、重要犯罪については、令和4年には増加しており88件となっています。増加している主な要因は、強姦等及び強制わいせつの増によるものです。

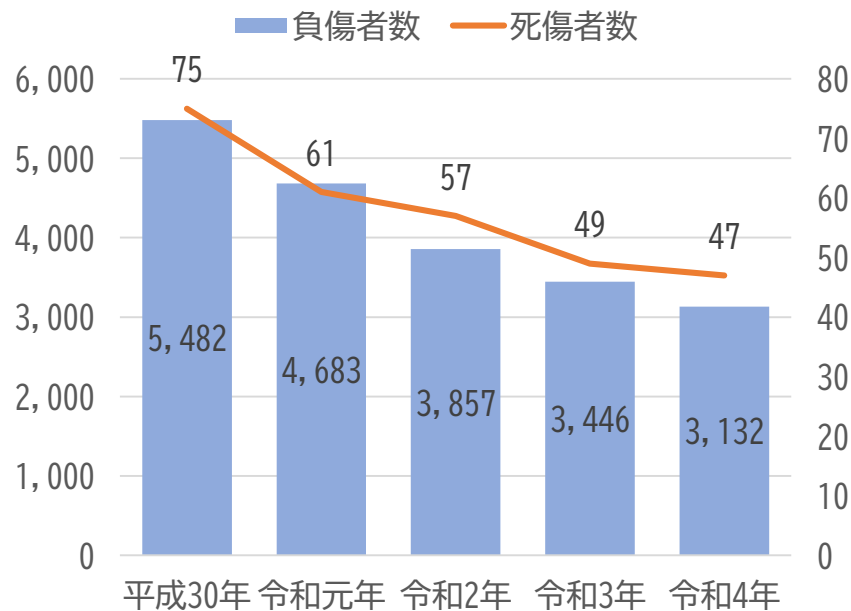
交通事故発生件数



福島県警 | 福島県下交通事故発生情報より作成

交通事故発生件数は、年々減少傾向にあり、令和4年には、2,702件となっています。

交通事故による負傷者数・死傷者数

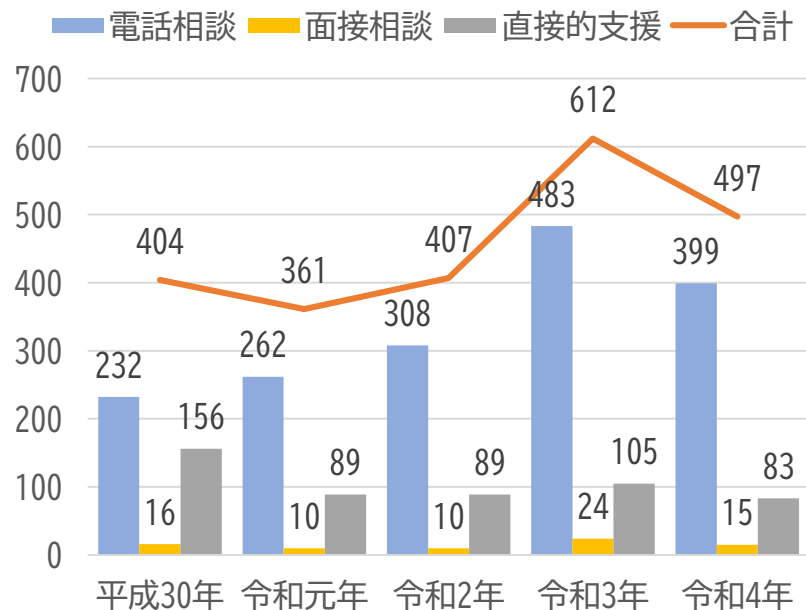


福島県警 | 福島県下交通事故発生情報より作成

交通事故による負傷者及び死傷者の数は、いずれも減少傾向にあり、令和4年には、負傷者数3,132人・死傷者数47人となっています。

4 犯罪被害等に関する相談の状況

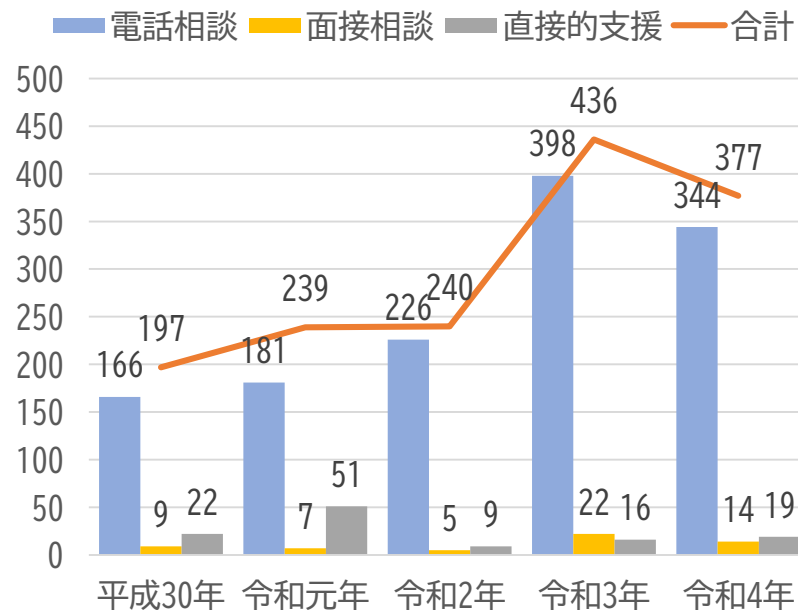
ふくしま被害者支援センター相談件数



ふくしま被害者支援センター統計資料より作成

ふくしま被害者支援センターにおける相談件数について、令和4年は前年と比べると減少しているものの、全体的には増加傾向にあります。

SACRAふくしま相談件数



ふくしま被害者支援センター統計資料より作成
※ふくしま被害者支援センター相談件数の内数

SACRAふくしまにおける相談件数について、令和4年は前年と比べると減少しているものの、ふくしま被害者支援センター相談件数に占める割合は、令和4年で76%となっており、令和3年の71%から増加しています。

4 支援計画の令和4年度実施状況

福島県犯罪被害者等支援計画における16の基本的施策について、施策の方向に沿って推進しました。

令和5年度も引き続き、関係部局を始め、県警察や市町村、関係機関等と相互に連携・協力を図りながら、取り組んでまいります。

施策の柱1 | 総合的な支援体制の整備・充実

基本的施策

- ① 相談及び情報の提供等（条例第12条）
- ② 大規模事案における支援（条例第19条）
- ③ 県民が県外で発生した犯罪等により被害を受けた場合等の支援（条例第20条）
- ④ 人材の育成（条例第24条）
- ⑤ 支援従事者の二次受傷に対する支援（条例第25条）
- ⑥ 民間支援団体に対する支援（条例第26条）

施策の柱3 | 精神的・身体的被害の回復・被害の防止

基本的施策

- ⑪ 心身に受けた影響からの回復支援（条例第14条）
- ⑫ 安全の確保（条例第15条関係）

施策の柱2 | 生活再建のための経済的支援

基本的施策

- ⑦ 日常生活の支援（条例第13条）
- ⑧ 居住の安定（条例第16条）
- ⑨ 雇用の安定（条例第17条）
- ⑩ 経済的負担の軽減（条例第18条）

施策の柱4 | 県民の理解の増進と配慮

基本的施策

- ⑬ 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（条例第21条）
- ⑭ 県民の理解の増進（条例第22条）
- ⑮ 学校における教育の実施等（条例第23条）
- ⑯ 個人情報適切な管理（条例第27条）

令和4年度の実績結果

施策番号	施策名	事業名	令和4年度実施事業等概要	事業費(千円)	担当部局等	担当課室
施策の柱1 総合的な支援体制の整備・充実		基本的施策1 相談及び情報の提供等				
1	犯罪被害者等に関する相談支援 県、県警、ふくしま被害者支援センター、その他関係機関・団体が連携して必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等へのきめ細かな支援を行う。なお、県は、行政サービスがワンストップで提供できるよう、「総合的対応窓口」として、県警やふくしま被害者支援センターと連携しながら、生活支援における県機関及び市町村等との総合的な連携・調整を行う。さらに、関係機関が相互に連携・協力して必要な「支援の調整を行うための会議」を整備する。	犯罪被害者等支援体制整備事業	○県総合的対応窓口(※)を運用し、相談内容に応じ関係機関への橋渡しなどを行った(3件)。 ※平成18年11月に男女共生課に設置	726	生活環境部	男女共生課
		犯罪被害者等支援推進のための基盤整備	○県及び市町村の犯罪被害者等相談窓口を記載したパンフレットを犯罪被害者等支援イベントで配布した(160部)。 ○福島県被害者等支援連絡協議会総会を開催し、遺族講演・研修を実施したほか、死傷者多数事案発生時の事例検討を行った。 ○ふくしま被害者支援センターにおける会議に出席し、連携協力を推進した(6回)。	0	警察本部	県民サービス課
2	性犯罪被害に関する相談支援 県、県教育委員会、県警、ふくしま被害者支援センター、県産婦人科医会の5者連携によるワンストップ支援センター「性暴力等被害救援協力機関SACRAふくしま」において、性犯罪・性暴力被害者等に対して電話・面接相談、付き添い支援、情報の提供等のきめ細かな支援を行う。また、24時間365日の支援体制を確保するため、国の夜間休日コールセンターと連携し、円滑な運用に努める。今後も、被害者が必要とする支援の充実のために、福島県における現在の問題点、課題等を整理し、夜間休日コールセンターの利用状況も踏まえ、24時間365日対応できる相談支援体制について総合的に検討する。	性暴力等被害者支援事業	○性暴力等被害者に関する相談・支援を実施。 ・電話・面接相談：電話466件/面接15件 ・直接支援：22件 ・法的支援：6件 ・国の夜間休日コールセンターとの連携 ○性暴力等被害者に関する心身回復支援を実施。 ・医療機関等の受診又はカウンセリング等に要する経費の一部を助成：28件	10,169	生活環境部	男女共生課
		ふくしま24時間子どもSOS電話相談事業	○悩みをもつ子どもが、一人で悩まずに、いつでも相談機関に相談できるよう、学校教育相談員が行っているダイヤルSOSが対応していない時間を補完する電話を設置し、夜間・休日を含めて24時間対応可能な相談体制を整備した。平日(月曜日から金曜日)の17時から10時と、休日(土・日曜日、祝日、年末年始)は、外部団体への委託により対応した。	8,724	教育庁	義務教育課
		犯罪被害者等支援推進のための基盤整備	○「SACRAふくしま」と各種情報共有を図るとともに、コールセンターからの夜間休日の通報に対する対応要領を作成し、連携体制を確立した。	0	警察本部	県民サービス課

施策番号	施策名	事業名	令和4年度実施事業等概要	事業費(千円)	担当部局等	担当課室
3	被害初期における迅速な相談支援 被害直後から支援を迅速かつ効果的に実施できるよう、県、警察、民間支援団体、市町村等の関係機関・団体が十分な連携を図るとともに、犯罪被害者等が必要とする情報を得られるよう、犯罪被害者等支援に関する具体的な情報の周知に努める。	市町村犯罪被害者等支援強化事業	○市町村における犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援に係る意識醸成とノウハウの積み上げを行うとともに、連携強化のための事業を実施した。 ・県内7方部での市町村担当者説明会による情報の共有や市町村条例・見舞金等制度の整備支援を実施(令和4年5、6月) ※R5.4.1現在:17市町村で条例制定済 ・市町村担当者研修会による窓口対応を中心とした研修を実施(令和4年11月) ・犯罪被害者支援ハンドブックの改定(令和4年9月)	157	生活環境部	男女共生課
		犯罪被害者等支援に関する県ウェブページの充実	○男女共生課のホームページの見直しを行い、閲覧者が必要とする情報を見つけやすくするために、犯罪被害者支援の項目を新たに設けるなど、情報の整理を行った。	0	生活環境部	男女共生課
		相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供	○ホームページに各種相談窓口や犯罪被害者等に対する施策について掲載し、適切な情報提供を実施した。 ○犯罪被害者等の心情を理解するため、各種研修会等を開催し、講演やロールプレイング等実践的な教養を実施した(11回)。 ○犯罪被害者等の要望に応じふくしま被害者支援センターと情報共有を図るなど連携に努めた。	0	警察本部	県民サービス課
4	犯罪被害者のための相談窓口の適切な運用 県は、相談窓口の適切な運用に結びつけられるよう、警察、民間支援団体、市町村等の関係機関・団体と連携して窓口担当者に対する研修会等を開催し、連携に必要な情報提供、各種支援に関する紹介や助言等に努める。	市町村犯罪被害者等支援強化事業	○市町村における犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援に係る意識醸成とノウハウの積み上げを行うとともに、連携強化のための事業を実施した。 ・県内7方部での市町村担当者説明会による情報の共有や市町村条例・見舞金等制度の整備支援を実施(令和4年5、6月) ※R5.4.1現在:17市町村で条例制定済 ・市町村担当者研修会による窓口対応を中心とした研修を実施(令和4年11月) ・犯罪被害者支援ハンドブックの改定(令和4年9月)	157	生活環境部	男女共生課

施策番号	施策名	事業名	令和4年度実施事業等概要	事業費(千円)	担当部局等	担当課室
5	警察における相談体制の充実 警察安全相談電話「#9110」番、「性犯罪被害110番」、「ヤングテレホン」、「いじめ110番」、「女性安全相談所」、「女性被害相談所」等の個別の相談窓口の設置、性犯罪相談窓口への女性警察職員の配置、交通事故被害者等からの適切な相談受理等の相談体制の充実を図る。	相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供	○各種相談窓口を設置し、相談者の立場に立った適切な運用に努めた。 ○性犯罪相談窓口へ女性警察官を継続して配置するとともに被害者等の希望する性別の職員が対応した。	0	警察本部	県民サービス課 警務課 少年女性安全対策課 生活環境課 地域企画課 捜査第一課 組織犯罪対策課 交通企画課 交通指導課 運転免許課
6	市町村の総合的対応窓口の機能強化に関する支援 市町村の総合的対応窓口機能を強化するため、市町村条例の制定や市町村において利用可能な施策一覧表の作成を促進する。	市町村犯罪被害者等支援強化事業	○市町村における犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援に係る意識醸成とノウハウの積み上げを行うとともに、連携強化のための事業を実施した。 ・県内7方部での市町村担当者説明会による情報の共有や市町村条例・見舞金等制度の整備支援を実施(令和4年5、6月) ※R5.4.1現在：17市町村で条例制定済 ・市町村施策一覧表の作成例を作成し各市町村に配布(令和4年11月)	157	生活環境部	男女共生課
7	犯罪被害者支援ハンドブックの改定・配布 犯罪被害者等が必要とする情報(各種手続、支援制度、相談窓口等)を網羅した「犯罪被害者支援ハンドブック」を改定し、市町村や関係機関等へ配布することで、連携の強化及び支援の充実に努める。	市町村犯罪被害者等支援強化事業	○各種支援制度や相談窓口をまとめた「犯罪被害者支援ハンドブック」を令和4年9月に改定し、11月に開催した市町村担当者研修会などの機会も捉えながら、市町村や関係機関に配布を行った。	157	生活環境部	男女共生課

施策番号	施策名	事業名	令和4年度実施事業等概要	事業費(千円)	担当部局等	担当課室
8	支援施策に関する総合的な相談への対応 犯罪等の被害を受けて悩んでいる方、どこに相談したらよいか分からない方などのために、相談内容に応じて適切な対応部署や必要な情報を提供する。また、市町村に対して相談体制の充実を働きかける。	犯罪被害者等支援体制整備事業	○県総合的対応窓口(※)を運用し、相談内容に応じ関係機関への橋渡しなどを行った(3件)。 ※平成18年11月に男女共生課に設置	726	生活環境部	男女共生課
		市町村犯罪被害者等支援強化事業	○市町村における犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援に係る意識醸成とノウハウの積み上げを行うとともに、連携強化のための事業を実施した。 ・県内7方部での市町村担当者説明会による情報の共有や市町村条例・見舞金等制度の整備支援を実施(令和4年5、6月) ※R5.4.1現在:17市町村で条例制定済 ・市町村担当者研修会による窓口対応を中心とした研修を実施(令和4年11月) ・犯罪被害者支援ハンドブックの改定(令和4年9月)	157	生活環境部	男女共生課
9	犯罪被害者等支援に関するホームページによる情報提供 県のホームページに「犯罪被害者等支援に関するページ」を作成し、知事部局、警察本部、教育庁、その他関係機関の相談窓口の提供を行う。	犯罪被害者等支援に関する県ウェブページの充実	○男女共生課のホームページの見直しを行い、閲覧者が必要とする情報を見つけやすくするために、犯罪被害者支援の項目を新たに設けるなど、情報の整理を行い、関係部局等、関係機関の相談窓口の提供を行った。	0	生活環境部	男女共生課
10	交通事故相談への対応 県政相談コーナーに交通事故相談員を配置し、交通事故における損害賠償請求や示談の仕方など、交通事故被害者等からの相談に対応する。	相談事業	○県政相談コーナーに交通事故相談員を2名配置し、交通事故による損害賠償請求や示談の仕方などについて、面談、電話相談により対応した(交通事故相談件数:122件)。	21,588	総務部	県民広聴室
11	消費者トラブルに係る相談への対応 消費生活センターにおいて、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、消費者トラブルに巻き込まれた相談者への助言・あっせんを行う。	福島県消費生活センターにおける消費生活相談の受付	○県消費生活センターにおける消費生活相談受付を実施した。 ・平日 月曜日～金曜日 ・休日 月1回(原則第4日曜日) ○弁護士、司法書士による消費生活無料法律相談を実施した。 ・県消費生活センター(月4回) ・県中、県南、会津地方振興局(各年6回) ○ファイナンシャルプランナーによる生活再建等相談を実施した。 ・県消費生活センター(月1回)	2,380	生活環境部	消費生活課

施策番号	施策名	事業名	令和4年度実施事業等概要	事業費(千円)	担当部局等	担当課室
12	女性に関する相談への対応 DV被害やストーカー被害等、女性に関する様々な問題について相談を受ける窓口を男女共生センター、女性のための相談支援センター、各保健福祉事務所、警察署等に設置し、解決に向けた助言や支援を行う。	男女共生センター相談事業	○男女がともに自立し生きがいのある人生を送ることができるよう、日常生活から生じる様々な問題・悩みに関する相談や配偶者からの暴力(DV)に関する相談、就業に関する相談を行った(女性の相談件数:825件)。	2,098	生活環境部	男女共生課
		配偶者暴力相談支援センターネットワーク事業(小事業:配偶者暴力相談支援センターネットワーク事業) 女性のための相談支援センター事業(小事業:夜間・休日の相談体制充実強化事業)	○保健福祉事務所及び女性のための相談支援センターに、女性相談員を配置した(保健福祉事務所:6名、女性のための相談支援センター:5名)。	31,061	こども未来局	児童家庭課
		相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供	○事件主管課や支援担当課と緊密に連携し、対応者の性別など犯罪被害者等の心情に配慮した対応を実施した。	0	警察本部	地域企画課
13	医療に関する相談への対応 保健所において身体的・精神的な健康に関する不安や不調に関して、問題の整理をしながら、必要に応じて、適切な医療機関の紹介を行う。	精神訪問指導事業	○保健所において精神科医師等による心の健康相談を実施し、必要に応じて、適切な医療機関の紹介を行った(相談対応件数計:6,014件)。	2,294	保健福祉部	障がい福祉課
		福島県医療相談センター事業	○地域医療課内及び各保健所において通年設置し、無料で相談対応を行った(相談対応件数:計1,507件)。	2,877	保健福祉部	地域医療課
14	妊娠に関する相談への対応 予期しない妊娠や、女性のからだに関する相談窓口として「女性のみカタ健康サポートコール」を開設し、心やからだの悩みに保健師が対応する。	女性のみカタ健康サポートコール等事業	○保健福祉事務所において、妊娠に関する悩みなど女性特有の健康に関する個別相談を専門電話・来所により、随時受け付けた(実績:67件)。	367	こども未来局	子育て支援課
15	心のケアに関する相談への対応 精神保健福祉センターや保健所において、精神保健福祉に関する相談への対応や支援等を行う。	精神訪問指導事業	○精神保健福祉センターや保健所において随時、保健師等による精神保健福祉相談を実施した(相談対応件数計:10,582件)。	2,294	保健福祉部	障がい福祉課

